

Title	日本近世国家の確立と天皇
Author(s)	野村, 玄
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44783
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 大阪大学の博士論文について をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	野村 玄
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 18300 号
学位授与年月日	平成 16 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	日本近世国家の確立と天皇
論文審査委員	(主査) 教授 村田 路人 (副査) 教授 猪飼 隆明 教授 平 雅行

論文内容の要旨

本論文は、寛永期から寛文期まで、すなわち 1620 年代から 1660 年代にいたる時期において、幕府が天皇・朝廷をいかに位置づけようとしたのか、またそれに対して、天皇・朝廷が自らをいかに位置づけようとしたのかを解明したものである。本文は、序論と 7 つの章、および結論から成り、7 つの章は 3 つの部に構成されている。400 字詰原稿用紙に換算して 506 枚の論文である。

序論では、このテーマについての 1970 年代以降の主要な学説を整理し、天皇・朝廷が有したとされる「権威」の内実を、当時の政治状況の中で再検討する必要性を指摘するとともに、幕府が天皇・朝廷を統制した理由が不明確であることを指摘している。

第一部「確立期の近世国家と天皇・朝廷」(第一章～第三章)は、官位制度の分析から、天皇・朝廷「権威」の内実を検討したものである。第一章「公家高官任官と徳川家光」では、寛永期における大臣任官の具体的な経緯をあとづけ、任官に際しての朝廷の裁量権と幕府の関与、朝幕間の意志疎通を明らかにしている。第二章「寛永期における後水尾天皇の政治的位置」では、寛永 6 年(1629)に突然譲位した後水尾天皇の、公家官位昇進についての権限を検討し、それが固定的なものではなかったことを明らかにしている。第三章「家綱政権期の公家高官任官と後光明天皇」では、後水尾上皇から政務を移譲された後光明天皇が、積極的に大臣任官に関与し、摂家以外の公家にも大臣任官の道を開いたことを指摘している。

第二部「寛永期の幕府による対天皇・朝廷政策とその力点」(第一・二章)は、皇位の動向を幕府がどのようにとらえ、対処したのかを検討したものである。第一章「寛永期の政治過程と女帝明正天皇」は、後水尾天皇皇子(高仁親王)の死去と同天皇の譲位表明、皇子(光融院)の誕生と死という寛永 5 年の一連の流れの中における同天皇と幕府との緊張関係を描き出した。第二章「後光明天皇の即位と江戸幕府」では、明正天皇のあとを承けた後光明天皇の即位の経緯と、明正譲位儀式および後光明即位儀式を分析し、この段階で幕府は皇位の動きを把握するシステムを作り上げたとしている。

第三部「十七世紀日本の皇位と『叡慮』」(第一・二章)は、天皇の葬送儀礼と天皇の意志(「叡慮」)を分析し、後光明天皇後の幕府による皇位・「叡慮」把握を検証したものである。第一章「近世天皇葬送儀礼の確立と皇位」では、承応 3 年(1654)に行われた後光明天皇の葬送儀礼を、元和 3 年(1617)の後陽成上皇の葬送儀礼とも比較しながら詳細に明らかにし、幕府の「遺体管理」を強調している。第二章「寛文期の『叡慮』と江戸幕府」は、寛文 8 年

(1668) のいわゆる「禁闕騒動」(三條西実教が、天皇お気に入りの女中を遠ざけようとした事件)の過程を分析し、三條西排斥の「叡慮」を幕府がいかにかに制御したかを明らかにしている。

結論では、以上の内容をまとめるとともに、当該期の対外関係の中で、幕府の対天皇・朝廷政策を見るべきことを強調している。

論文審査の結果の要旨

本論文の意義の第一は、幕藩体制確立期における天皇・朝廷の権能、あるいは朝幕関係を分析するにあたっての明確な方法を提示したことである。本論文では、公家高官任官がどのように行われたのか、皇位と叡慮を幕府がいかにかに制御したのかを柱に、この課題を検討したが、この方法はきわめて妥当といえる。

第二は、寛永6年(1629)の後水尾天皇の突然の譲位が、その後の幕府の対天皇・朝廷政策のあり方を規定したという認識のもとに、後光明天皇段階を幕府の天皇・朝廷監視システムが完成し、有効に機能した段階と位置づけたことである。

第三は、朝幕関係を単なる統制や抵抗の関係にとらえず、両者の間に存在した意志疎通システムを明らかにするとともに、朝幕関係を分析する際の新たな視点を導入したことである。

第四は、良質の一次史料を博搜し、大臣任官過程や天皇の譲位・即位儀式、また葬送儀礼などの実態を詳細に描き出したことである。これらの描写は見事で、従来知られていなかった多くの事実が明らかにされた。

以上のように、本論文は、幕藩体制確立期の天皇・朝廷研究に新生面を切り開いたものといえる。とはいえ、本論文にも問題点がないわけではない。申請者は、政治史的手法を用いて天皇・朝廷の権能を検討するというが、政治的背景の検討に不十分さを残したところもある。また、葬送儀礼の分析では、諒闇・殺生禁断など、さらに幅広い要素を視野に入れた立論が望まれる。しかし、これらの問題点は、本論文の価値に較べれば、小さなものというべきである。

よって、本論文を博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。